

## 清須市男女共同参画推進懇話会設置要綱

平成 27 年教育委員会告示第 3 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画に関する施策を推進するため、清須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に清須市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 清須市男女共同参画計画の作成及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画に関し教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 懇話会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議においては、会長が議長となる。

3 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 懇話会に、会長が指定した事項について調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、教育委員会が指名する職員（清須市職員の職の設置に関する規則（平成17年清須市規則第25号）第2条第1号及び清須市教育委員会事務組織規則（平成17年清須市教育委員会規則第4号）第11条第1項に定める職員をいう。以下同じ。）をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する職員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会に属する職員のうちからその指名する委員がその職務を代理する。

6 前各項に掲げるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(意見の聴取)

第7条 懇話会は、必要があると認めるときは、会議に、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習課において処理する。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 委員が委嘱された日以後最初に開かれる会議については、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。